

ID: 197

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町公園条例 第12条第1項		
例規番号	平成17年条例第143号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第12条 町長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。  2 減額に関する事項は、別に規則で定める。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び八頭町公園条例施行規則第9条の規定による。  (使用料の減額)  第9条 条例第12条第2項の使用料の減額は、次の各号に掲げるグラウンドゴルフ協会が主催する競技参加者が100名以上の大会の場合は、利用人数、利用時間にかかわらず、申請により1コース15,000円に減額することができる。  (1) 鳥取県グラウンドゴルフ協会  (2) 鳥取県東部グラウンドゴルフ協会  (3) 八頭郡グラウンドゴルフ協会  (4) 八頭町グラウンドゴルフ協会  2 前項の規定により申請者が減額を受けようとする場合は、減額申請書(様式第8号)により利用希望日の14日前までに申請を行わなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日